

札幌市動物園条例

生き物を守り、楽しく学ぶ動物園へ。

ガイドブック

自然と人がともにある未来を目指して

条例の全文や詳細な情報はこちら



札幌市動物園条例 早見表

各章の名前	概要および掲載ページ
前文	→ 条例を制定した経緯 …… P1
第1章 総則 (第1条 — 第6条)	→ 条例の目的と動物園の活動理念 … P1-2・P4
第2章 動物園 (第7条 — 第9条)	→ 動物園はどう取り組んでいくか …… P3
第3章 認定動物園 (第10条)	→ 動物園の取り組みをサポートする仕組み …… P3
第4章 円山動物園 (第11条 — 第19条)	→ 円山動物園はどう取り組んでいくか …… P5-6
第5章 動物園応援基金 (第20条 — 第22条)	→ 動物園の取り組みをサポートする仕組み …… P4
第6章 市民動物園会議 (第23条)	→ 動物園の取り組みをチェックする仕組み …… P4
第7章 雑則 (第24条)・附則	→ その他の細かな取り決め …… 上の二次元コードから



お問い合わせ先
札幌市円山動物園
TEL:011-621-1426
FAX:011-621-1428



このガイドブックは、札幌市動物園条例の全体を分かりやすく説明したものです。

各ページの内容が、それぞれ条例のどの部分にあたる説明かは、



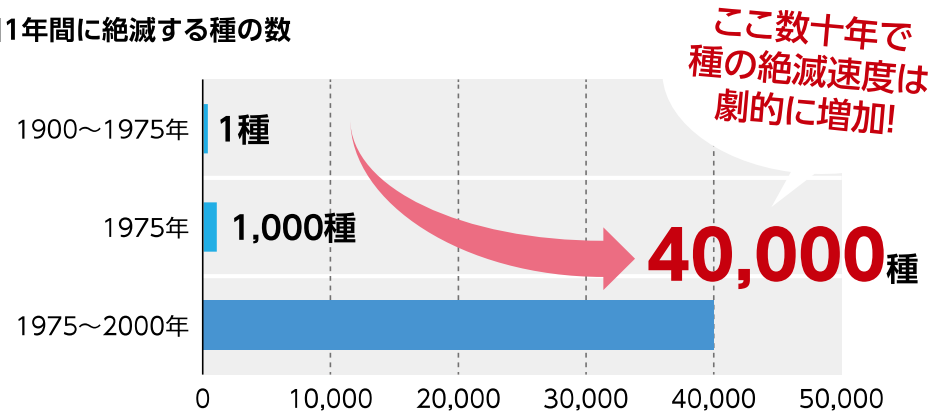
を見れば分かるようになっています。

裏表紙に
条例の早見表を
掲載して
います

札幌市動物園条例は、なぜ制定されたのですか？

▲ 現在、地球上の生物は毎年4万種が絶滅していると言われており、急速に**生物多様性**が失われている中、**動物園**が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。

■ 1年間に絶滅する種の数



出典：平成22年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(2010年)(環境省)

「**生物多様性の保全**」とは、言い換えれば、

現在と未来の野生動物がともに守られ、自然と人が共生できる社会をつくり育てていくことです。

動物園は、この目的のために、野生動物を飼育し、生理生態などを調べ、その研究成果を生態系の維持回復や生息環境への影響を軽減していく活動に活かし、動物の展示や教育活動によって生物多様性の保全への行動を促す役割があります。

一方、動物の飼育に当たっては、良好な**動物福祉**を確保するという考え方が世界的に広がってきています。

しかし、これまでの法令では、その社会的役割を果たすための取り組みが明確に示されておらず、これらの動物園の役割はまだ社会全体へ十分に広まっているとは言えません。このことから、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責任を明らかにするため、この条例を制定しました。

ココ 対応する条例の項目

- 前文
- 第1章 総則
 - └ 第1条 目的

どんな条例なのですか？ 私たち市民はどんな関わりがありますか？

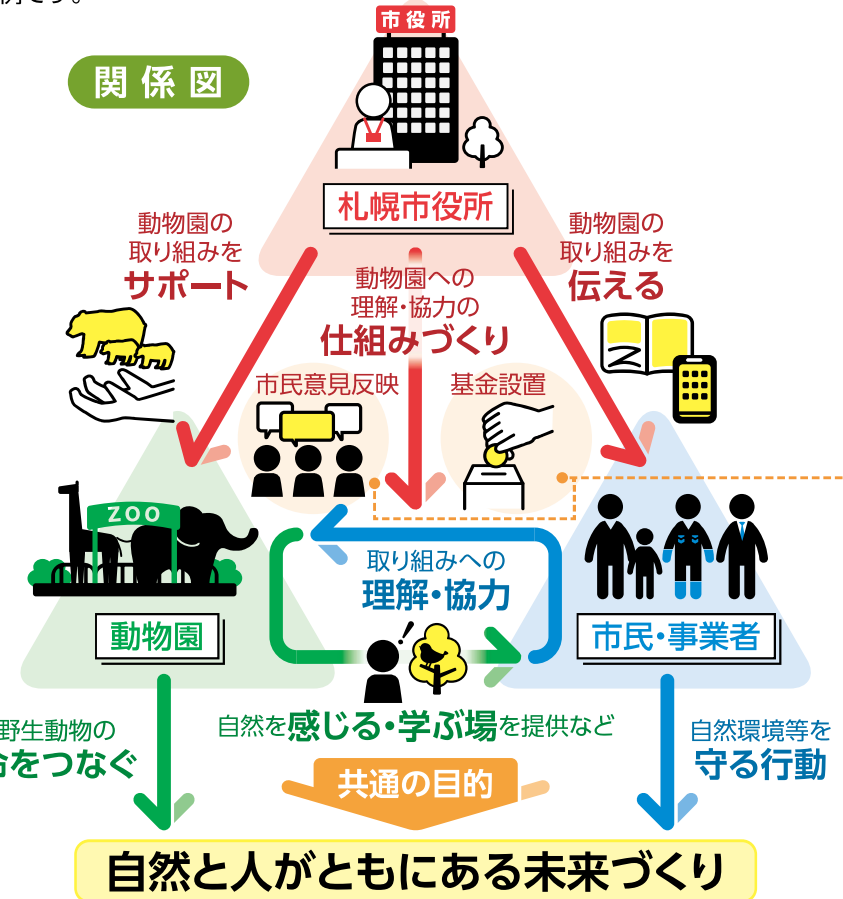
▲ 条例の目的を達成していくため、動物園、札幌市、市民・事業者が担うべき役割を明らかにし、

- 動物園の活動に関する基本理念
- 動物園が実施すべき事業
- 動物園の取り組みを活発にする仕組み

を定めた条例です。

ココ 対応する条例の項目

- 第1章 総則
 - └ 第3条 基本理念
 - └ 第4条 市の責務
 - └ 第5条 市民の責務
 - └ 第6条 事業者の責務



参加・協力の仕組みの例

- 動物園応援基金 (寄附文化の醸成)
- 市民動物園会議

詳細はP4へ▶

ことばの解説

ココ 対応する条例の項目

- 第1章 総則
 - └ 第2条 定義

生物多様性とは？

様々な違いを持った生き物が、複雑に関わりあって生態系が出来ています。その生態系同士も関係性を保ちながら存在していることを生物多様性といいます。私たち人間もその要素の一つなので、生物多様性を守ることが、自然と人の未来にとって重要なのです。



動物園とは？

生物多様性の保全に貢献することを目的として、以下を行う施設のことです。

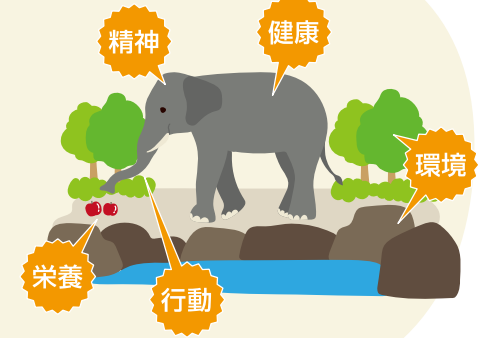
- 野生動物などの飼育や展示
- 野生動物の繁殖への取り組み
- 保全に関連する調査研究や教育活動

この条件に当てはまる施設であれば、水族館や昆虫館などの施設名を問わず、この条例では「動物園」としています。



動物福祉とは？

動物が置かれた環境がもたらす動物の身体的状態や心理的状态のことです。飼育動物の苦痛をできる限り減らし、自然の行動を促すことで心身ともに健康な状態に維持することを「良好な動物福祉の確保」と表現しています。そのためには、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療の実践が必要です。



動物園はどんな取り組みをしていくのですか？

▲ 動物園は、野生動物を飼育することで生物多様性を守り、その重要性を多くの人々に伝える役割があります。そのため、動物の飼育にあたっては、生態を理解し、繁殖まで可能となるような健全な飼育管理を目指しています。これらを踏まえ、動物園が行う取り組みには以下のようなものがあります。

ココ 対応する条例の項目

- 第2章 動物園
 - ―第7条 保全活動
 - ―第8条 良好な動物福祉の確保
 - ―第9条 活動情報の公表

野生動物の保全

1 野生動物の保全に必要な動物の収集



繁殖や啓発等に必要

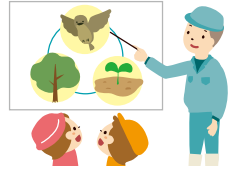
2 野生動物の保全に関する調査・研究



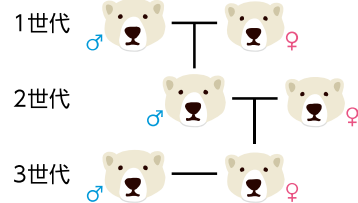
3 生態や生息環境を伝えるための動物の展示



4 保全の意識を育て、行動につなげる教育活動



5 野生動物の安定的・継続的繁殖

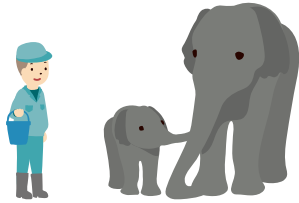


6 関係機関との情報交換



良好な動物福祉の確保

1 動物の種類や個体ごとに適した飼育と、病気の予防・治療を行う。



2 動物福祉に関する規程を定め、取り組みを定期的に評価し、必要に応じて改善する。



3 最新の研究データと専門的な助言に基づき、動物福祉に関する規程を定期的に見直す。



活動情報の公表

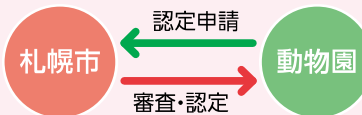
こうした動物園の取り組みによって得られた知識や経験は、多くの人々に役立ててもらうためにも、インターネットなどを通して公開していきます。

取り組みをサポートする制度「認定動物園」

動物園からの申請を受けて、札幌市が「認定動物園」として支援できる制度があります。認定された動物園には、「野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めるための広報活動」「保全活動に関する情報提供、助言」など必要な支援を札幌市が行います。

ココ 対応する条例の項目

- 第3章 認定動物園
 - ―第10条



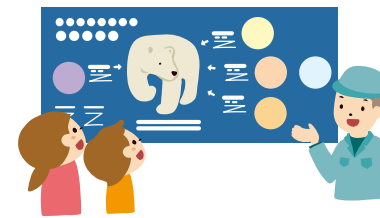
市民の動物園との関わりは、具体的にはどんなことですか？

▲ 動物園の取り組みが目指している「生物多様性の保全」は、人類共通の課題です。私たち市民がこの取り組みに対してどのように関わることができるのでしょうか。その例として、次の3つの方法が挙げられます。

ココ 対応する条例の項目

- 第1章 総則
 - ―第3条 基本理念(第3項)
 - ―第4条～第6条 市・市民・事業者の責務
- 第5章 動物園応援基金
 - ―第20条 寄附文化の醸成
 - ―第21条 動物園応援基金
 - ―第22条 助成

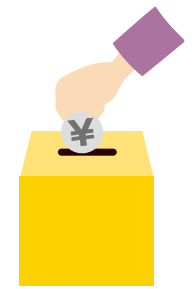
1 私たちの生活の生物多様性への影響や保全への理解を深める。



2 動物園が紹介する保全活動に参加する。



3 動物園の取り組みを寄付によって応援する。



動物園の保全活動などの取り組みを促進するため、札幌市は寄付金を積み立てる「動物園応援基金」を設置しています。基金への寄付は、次のような使い道があります。

「動物園応援基金」の使い道

- 円山動物園で飼育する動物たちがより快適に暮らすための施設の改修等
- 円山動物園への動物の導入
- 札幌市が認定する動物園が行う野生動物の保全活動への助成等

寄付の方法

動物園応援基金への寄付方法は、以下の2つがあります。

○札幌市に直接寄付

○ふるさと納税を利用した寄付



※詳しい寄付の手順は、それぞれの二次元コードのWebサイトをご覧ください。

●動物園応援基金は、札幌市への寄付にあたるため、**税法上の控除を受けられません。**

※詳細は、右の二次元コードのWebサイトをご覧ください。



取り組みをチェックする仕組み「市民動物園会議」

動物園の保全活動の施策をチェックするための体制として、学識経験者や公募に応じた市民などで構成される「市民動物園会議」を設置し、調査・審議・意見などを行います。

ココ 対応する条例の項目

- 第6章 市民動物園会議
 - ―第23条

円山動物園はどのように取り組んでいくのですか？

▲ 運営方針や実施計画を策定し、「野生動物の保全」「良好な動物福祉の確保」「活動情報の公表」の取り組みを着実に実行していきます。また、第三者の専門的・客観的な視点も取り入れ、動物の尊厳と安全を大切に飼育環境の整備に努めます。

運営方針及び実施計画の策定

円山動物園の運営にあたっては、将来を見据えて総合的で計画的な運営方針を策定し、その方針に沿った中期的かつ具体的な実施計画を立て、それをもとに運営します。



運営方針および実施計画はこちらからご覧になれます

札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」



良好な動物福祉の確保

円山動物園で飼育される動物の動物福祉については、定期的に市民動物園会議の評価を受け、その結果を飼育管理の改善に生かします。また、動物福祉規程の見直しにも市民動物園会議の意見を参考にします。さらに、職員が組織体制の整備や日常業務において良好な動物福祉を確保しているよう特に気を配って力を尽くすことを定めています。



7月25日は「円山動物園動物福祉の日」

2015年7月25日にマレーグマ「ウッチー」が死亡した事案を教訓に、円山動物園の職員の動物福祉向上への意識を高めるため、また市民にも動物福祉に関する理解や関心を深めてもらうために、7月25日を「円山動物園動物福祉の日」に制定。啓発活動や学習会などの取り組みを実施しています。

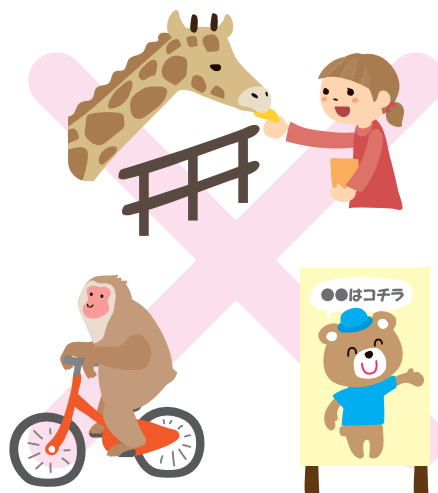


ココ 対応する条例の項目

- 第4章 円山動物園
 - 第11条 運営方針及び実施計画の策定
 - 第12条 円山動物園における良好な動物福祉の確保
 - 第14条 動物の展示及び教育活動における原則
 - 第15条 施設の整備及び管理

動物の展示及び教育活動の原則

野生動物について正確な情報を伝え、またその尊厳を尊重するために、「利用者が直接動物と接触する体験」「動物に人を模した姿や行動をさせること」「動物の生態とは異なる姿や行動の表現」を行わないこととします。



施設の整備及び管理

生物多様性の保全、良好な動物福祉の確保などに配慮し、飼育動物の安全と生活の質が保たれるよう施設の整備・管理を行います。

ココ 対応する条例の項目

- 第4章 円山動物園
 - 第13条 円山動物園動物福祉の日

具体的な取り組みについてご紹介します

危機管理

地震や台風などの自然現象による被害、感染症、飼育動物の逸走などが起きないように予防するとともに、これらが起きてしまった場合の対策についてあらかじめ計画し、組織的な対応力を向上させるために定期的に訓練を行います。

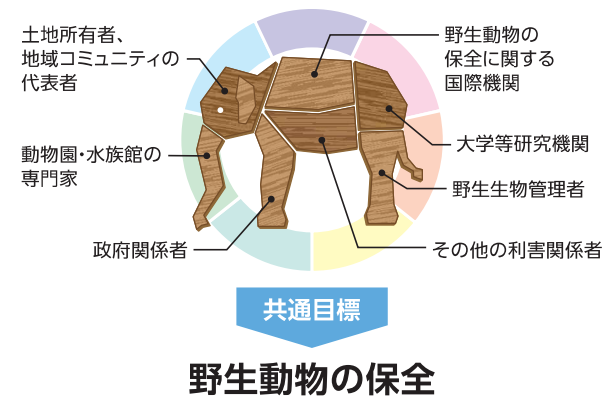
- 施設の安全点検
- 非常事態に対応するための計画等策定
- 飼育動物の捕獲訓練



連携

野生動物の保全に広く貢献するためには、動物園のほか、研究機関、保全活動団体、国・地方公共団体（法律による規制等）など、さまざまな関係機関・団体と資源を活かした連携が必要です。

- 国内外の専門家とのネットワーク形成



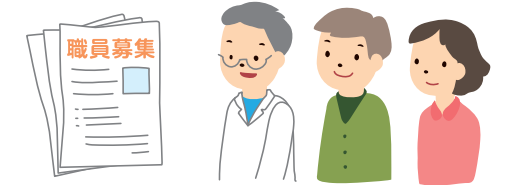
ココ 対応する条例の項目

- 第4章 円山動物園
 - 第16条 危機管理
 - 第17条 連携
 - 第18条 専門的知識を有する職員の確保等
 - 第19条 公表等

人材確保・育成

質の高い飼育管理や獣医療を行うために、必要な専門的知識や経験を持っている職員の確保に努め、日常業務や研修会等を通して業務に必要な知識・技術の習得を図ります。

- 専門的知識や経験を持つ人材の確保



- 日常業務や研修等による人材の育成



公表・意見反映

円山動物園の生物多様性の保全に関する取り組みなどの運営状況を随時、インターネット等により情報発信します。また、利用者や市民等の意見を収集し、運営に反映していきます。

- インターネットやその他の方法により活動情報を公表
- ご意見箱、アンケート、市民意識調査等により把握した意見を、運営に反映していきます。



裏表紙の二次元コードから条例の全文をご覧になれます。